

「連結先行」について

1. 「連結先行」させることについて
2. 連結財務諸表原則の取扱い(単体への準拠性)
3. 連結先行の適用対象基準
4. 連結先行のズレのイメージ
 - (1) 連結を先行させる方式
 - (2) 連結を先行させる期間
5. 連結先行の適用会社(非上場有価証券報告書提出会社、有価証券報告書非提出の中小中堅企業との関係)

金融商品取引法における「連結先行」の考え方

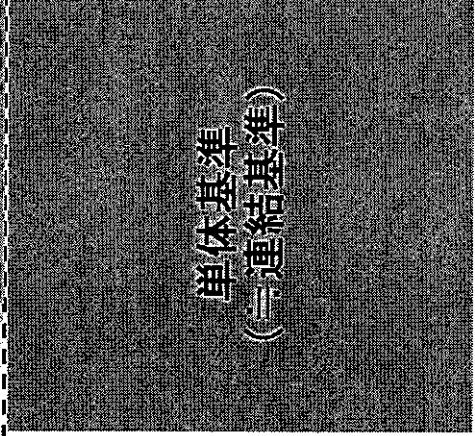
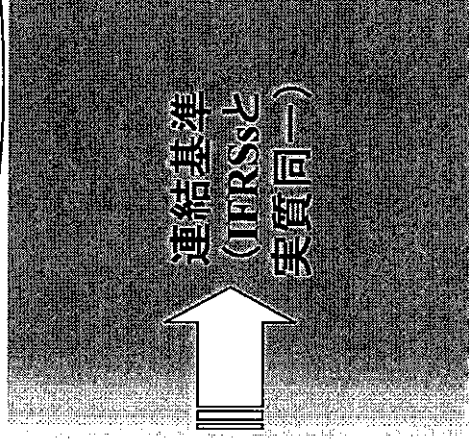
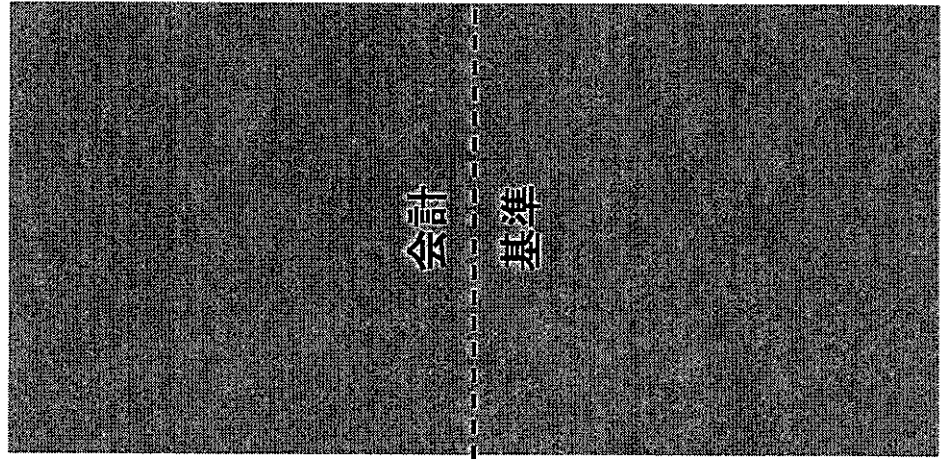
変遷

従来

連結先行

情報提供機能の強化

国際的な比較可能性

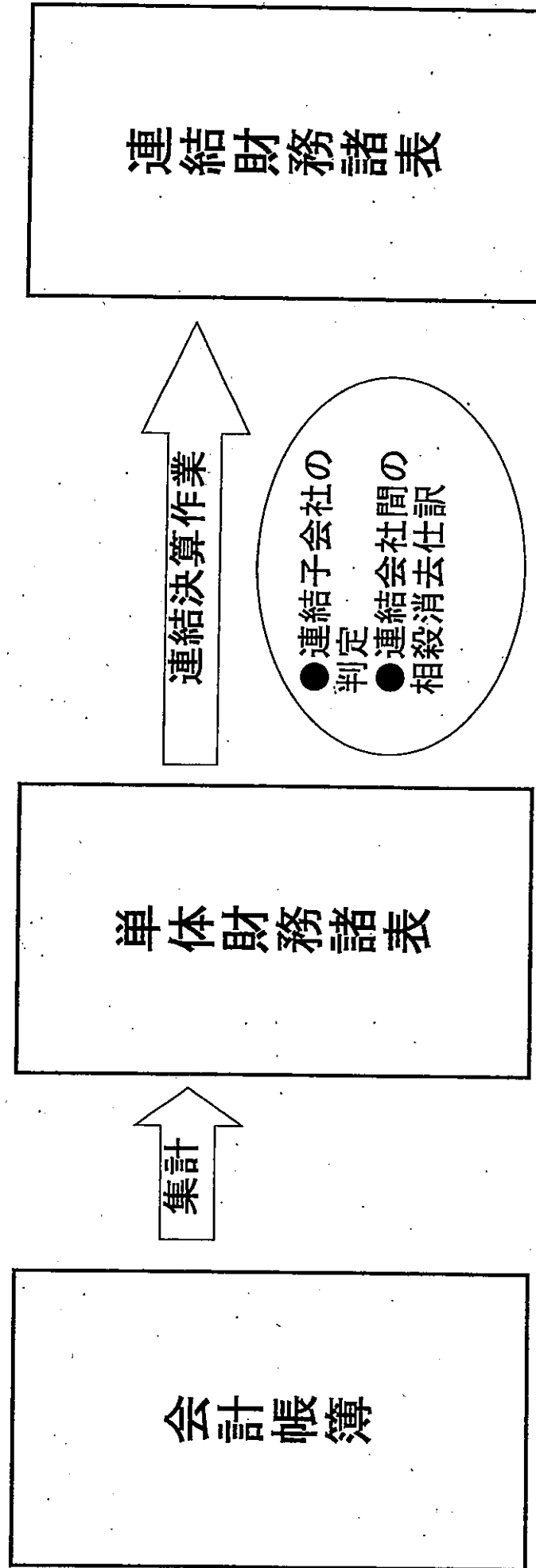


連 結

単 体

※ 単体と連結の整合性は維持。連結は、情報提供機能の強化と国際的な比較可能性の観点から、先行して改訂。

連結財務諸表作成の流れ



会計基準に関する法令上の規定

金融商品取引法

(財務諸表の用語、様式及び作成方法)

第百九十三条 この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、**内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従つて内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。**

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

(適用の一般原則)

第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。)

第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)**又は同条第六項(これらの規定のうち法第二十四条の二第一項において準用する場合及びこの規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人(以下「指定法人」という。)**についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により提出される財務計算に関する書類(以下「財務書類」という。)のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書(これらの財務書類に相当するものであつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。)及び附属明細表(以下「財務諸表」という。)の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第六章までの定めるところによるものとし、**この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。**

2 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 金融庁長官が、法の規定により提出される財務諸表に関する特定の事項について、その作成方法の基準として特に公表したものがあつた場合には、当該基準は、この規則の規定に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

会社法

第四百三十一条 株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

(計算書類等の作成及び保存)

第四百三十五条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

4 株式会社は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

会社法計算規則

(会計慣行のしん酌)

第三条 この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

法人税法

(各事業年度の所得の金額の計算)

第二十二條 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。)の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。

5 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う利益又は剰余金の分配(資産の流動化に関する法律第百十五条第一項(中間配当)に規定する金銭の分配を含む。)をいう。

(確定申告)

第七十四條 内国法人(清算中の内国法人である普通法人及び清算中の協同組合等を除く。)は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額

二 前号に掲げる所得の金額につき前節(税額の計算)の規定を適用して計算した法人税の額

三 第六十八條及び第六十九條(所得税額等の控除)の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

- 四 その内国法人が当該事業年度につき中間申告書を提出した法人である場合には、第二号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額
 - 五 前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額
 - 六 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項
- 2 前項の規定による申告書には、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

連結財務諸表原則（抜粋）

昭和50年6月24日
改正 平成9年6月6日
企業会計審議会

第一 連結財務諸表の目的 (略)

第二 一般原則

- 一 連結財務諸表は、企業集団の財政状態及び経営成績に関して真実な報告を提供するものでなければならない。
- 二 連結財務諸表は企業集団に属する親会社及び子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として作成されなければならない。
- 三 連結財務諸表は、企業集団の状況に関する判断を誤らせないように、利害関係者に対し必要な財務情報を明瞭に表示するものでなければならない。
- 四 連結財務諸表作成のために採用した基準及び手続は、每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。

第三 一般基準

- 一 連結の範囲
(略)
- 二 連結決算日
(略)
- 三 親会社及び子会社の会計処理の原則及び手続
同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。

第四 連結貸借対照表の作成基準

- 一 連結貸借対照表作成の基本原則
連結貸借対照表は、親会社及び子会社の個別貸借対照表における資産、負債及び資本の金額を基礎とし、子会社の資産及び負債の評価、親会社及び連結される子会社（以下、「連結会社」という。）相互間の投資と資本及び債権と債務の相殺消去等の処理を行って作成する。
- 二 子会社の資産及び負債の評価
 - 1 連結貸借対照表の作成に当たっては、支配獲得日において、子会社の資産及び負債を次のいずれかの方法により評価しなければならない。
 - (1) 子会社の資産及び負債のうち、親会社の持分に相当する部分については株式の取得日ごとに当該日における公正な評価額（以下、「時価」という。）により評価し、少数株主持分に相当する部分については子会社の個別貸借対照表上の金額による方法（以下、「部分時価評価法」という。）
 - (2) 子会社の資産及び負債のすべてを、支配獲得日の時価により評価する方法（以下、「全面時価評価法」という。）

- 2 子会社の資産及び負債の時価による評価額と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額(以下、「評価差額」という。)は、子会社の資本とする。
- 3 評価差額に重要性が乏しい子会社の資産及び負債は、個別貸借対照表上の金額によることができる。

三 投資と資本の相殺消去

- 1 親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本は、相殺消去しなければならない。
- 2 親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本との相殺消去到当たり、差額が生ずる場合には、当該差額を連結調整勘定とする。
連結調整勘定は、原則としてその計上後二十年以内に、定額法その他合理的な方法により償却しなければならない。ただし、連結調整勘定の金額に重要性が乏しい場合には、当該勘定が生じた期の損益として処理することができる。
- 3 子会社相互間の投資とこれに対応する資本とは、親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本との相殺消去到準じて相殺消去しなければならない。

四 少数株主持分

(略)

五 子会社株式の追加取得及び一部売却等

(略)

六 債権と債務の相殺消去

(略)

七 税効果会計

(略)

八 非連結子会社及び関連会社に対する持分法の適用

1・2 (略)

- 3 関連会社株式の売却等により当該会社が関連会社に該当しなくなった場合には、残存する当該会社の株式は、個別貸借対照表上の帳簿価額をもって評価する。

なお、子会社株式の売却等により当該会社が子会社及び関連会社に該当しなくなった場合には、上記に準じて処理する。

九 表示方法

(略)

第五 連結損益計算書の作成基準

一 連結損益計算書作成の基本原則

連結損益計算書は、親会社及び子会社の個別損益計算書における収益、費用等の金額を基礎とし、連結会社相互間の取引高の相殺消去及び未実現損益の消去等の処理を行って作成する。

二～四 (略)

第六 連結剰余金計算書の作成基準

(略)

第七 連結財務諸表の注記事項

(略)

企業会計原則（抜粋）

昭和24年7月9日
最終改正 昭和57年4月20日
企業会計審議会

第一 一般原則

- 一 企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実の報告を提供するものでなければならない。
- 二 企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。
- 三 資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。
- 四 企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。
- 五 企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。
- 六 企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。
- 七 株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる型式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。

第二・第三 （略）

連結財務諸表規則（昭和五十一年十月三十日大蔵省令第二十八号）

（連結財務諸表作成の一般原則）

第四条 法の規定により提出される連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

一 （略）

二 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された連結会社の財務諸表を基礎として作成されていること。

三～四 （略）

2 （略）

（連結貸借対照表）

第六条 連結貸借対照表は、連結財務諸表提出会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の貸借対照表（第十二条第一項の規定による決算を行う場合の当該連結子会社については、当該決算に係る貸借対照表）の資産、負債及び純資産の金額を基礎として作成しなければならない。

（連結損益計算書）

第七条 連結損益計算書は、連結財務諸表提出会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の損益計算書（第十二条第一項の規定による決算を行う場合の当該連結子会社については、当該決算に係る損益計算書）の収益、費用等の金額を基礎として作成しなければならない。

（連結株主資本等変動計算書）

第八条 連結株主資本等変動計算書は、連結財務諸表提出会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の純資産の増加又は減少の金額を基礎として作成しなければならない。

（連結キャッシュ・フロー計算書）

第八条の二 連結キャッシュ・フロー計算書は、連結財務諸表提出会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社のキャッシュ・フロー計算書（第十二条第一項の規定による決算を行う場合の当該連結子会社については、当該決算に係るキャッシュ・フロー計算書）の金額を基礎として作成しなければならない。

（連結子会社の資産及び負債の評価等）

第九条 連結財務諸表の作成に当たっては、連結子会社の資産及び負債の評価並びに連結財務諸表提出会社の連結子会社に対する投資とこれに対応する当該連結子会社の資本との相殺消去その他必要とされる連結会社相互間の項目の消去をしなければならない。

会社計算規則（平成十八年二月七日法務省令第十三号）

（連結貸借対照表）

第九十七条 連結貸借対照表は、株式会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の貸借対照表（連結子会社が前条第一項本文の規定による決算を行う場合における当該連結子会社の貸借対照表については、当該決算に係る貸借対照表）の資産、負債及び純資産の金額を基礎として作成しなければならない。この場合においては、連結会社の貸借対照表に計上された資産、負債及び純資産の金額を、連結貸借対照表の適切な項目に計上することができる。

（連結損益計算書）

第九十八条 連結損益計算書は、株式会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の損益計算書（連結子会社が第九十六条第一項本文の規定による決算を行う場合における当該連結子会社の損益計算書については、当該決算に係る損益計算書）の収益若しくは費用又は利益若しくは損失の金額を基礎として作成しなければならない。この場合においては、連結会社の損益計算書に計上された収益若しくは費用又は利益若しくは損失の金額を、連結損益計算書の適切な項目に計上することができる。

（連結株主資本等変動計算書）

第九十九条 連結株主資本等変動計算書は、株式会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の株主資本等変動計算書（連結子会社が第九十六条第一項本文の規定による決算を行う場合における当該連結子会社の株主資本等変動計算書については、当該決算に係る株主資本等変動計算書）の株主資本等（株主資本その他の会社等の純資産をいう。以下この条において同じ。）を基礎として作成しなければならない。この場合においては、連結会社の株主資本等変動計算書に表示された株主資本等に係る額を、連結株主資本等変動計算書の適切な項目に計上することができる。

（連結子会社の資産及び負債の評価等）

第一百条 連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の資産及び負債の評価並びに株式会社の連結子会社に対する投資とこれに対応する当該連結子会社の資本との相殺消去その他必要とされる連結会社相互間の項目の相殺消去をしなければならない。

我が国企業のカテゴリー

【連結】 【個別】

<p>① 上場企業</p> <p>約3,900社</p>	<p>日本基準</p>	<p>会計士の監査義務あり</p>
<p>② 金商法開示企業 (①以外)</p> <p>約1,000社</p>	<p>日本基準</p>	<p>会計士の監査義務あり</p>
<p>③ 有価証券報告書提出会社(①、②)以外の 会社法大会社 (資本金5億円以上、又は負債総額200億円)</p> <p>約10,000社^{から} ①、②に含まれるものの数を除く</p>	<p>作成義務なし</p>	<p>会計士の監査義務なし</p>
<p>④ ①、②、③以外の株式会社</p> <p>約250万社^{から} ①、②、③に含まれるものの数を除く</p>	<p>(中小指針)</p>	<p>会計士の監査義務なし</p>